

公園利用のルールが変わります（令和2年4月の利用分から）

※新ルールによる申請は令和2年2月3日から受付

★公園の全部又は一部を独占して利用する場合は市の許可が必要です。

※落合公園グラウンド、焼山公園グラウンド及びテニスコートについては一部ルールが異なります。

申請者区分		利用目的	申請時期	利用回数の制限 (1公園、1か月単位)	利用できる時間
①	一般利用	公園の全部又は一部を独占して利用する場合 【例】グラウンドゴルフやサッカーの練習など	利用しようとする日の属する月の <b>2月前</b> の初日から7日前まで	1団体10回まで	1公園における申請の受付は、1日あたり1団体までとし、利用できる時間は以下の区分とする。 ①午前…日の出から正午まで ②午後…正午から日の入りまで ③午前と午後をまたいで5時間以内
②	除草・清掃地元管理委託の受託団体	公園の全部又は一部を独占して利用する場合 【例】グラウンドゴルフの練習など	利用しようとする日の属する月の <b>3月前</b> の初日から7日前まで	回数制限なし	1公園における申請の受付は、1日あたり1団体までとし、利用できる時間は以下の区分とする。 ①午前…日の出から正午まで ②午後…正午から日の入りまで ③午前と午後をまたいで5時間以内
		左記の団体が主催する行催事を行う場合で、内容に公益性があると市が判断したもの 【例】防災訓練、資源回収、運動会、遠足、地元の祭事など	利用しようとする日の属する月の <b>6月前</b> の初日から7日前まで	回数制限なし	内容に応じて市と協議
③	市の協賛、後援を受けた事業を開催する民間団体	左記の団体が主催する行催事を行う場合で、内容に公益性があると市が判断したもの 【例】防災訓練、資源回収、運動会、遠足、地元の祭事など <b>※上記以外の目的の場合は、申請者区分①を適用する。</b>	利用しようとする日の属する月の <b>6月前</b> の初日から7日前まで	回数制限なし	内容に応じて市と協議
	区・町内会、老人会、子ども会、PTA連絡協議会、体育振興会、婦人会、地区社会福祉協議会、防災組織等				
	私立の幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等				
	公益財団法人、公益社団法人等				

【公園利用の際の注意事項】

- ①申請は利用日の7日前までに済ませてください。
- ②公園内に照明器具などを持ち込んで使用することはできません。
- ③利用時には許可書を携帯してください。

公園は市民みなさまの憩いの場として設置された公共の施設です。  
公園はゆずりあって利用しましょう。  
ご理解とご協力をお願いします。